

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年11月29日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 5件 |
| 国民年金関係 | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100250 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100015 号

第 1 結論

昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 33 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年 11 月に婚姻し、間もなく A 市にある夫の実家に転居した。私の国民年金の保険料については、婚姻するまでは父親が、婚姻してからは義母が納付してくれていたのに、請求期間のみが未納とされていることに納得できないので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 3 か月と短期間であるほか、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 6 月頃に、B 市で払い出され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われ、その際に、昭和 54 年 3 月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、請求期間を含め継続して国民年金に加入しており、請求期間前後については、定額保険料及び付加保険料を納付した記録とされている。

また、請求者は、保険料の納付について、婚姻してからは、夫の実家のある A 市において、義母が行ってくれたとしているところ、同市の被保険者名簿によると、同市への転入については、「57. 3. 3 社会保険より通知」との記載が確認できることから、同日以降、昭和 57 年 4 月末までに、義母が A 市において請求者の国民年金に関する手続を行い、請求期間に係る定額保険料及び付加保険料を納付した可能性がうかがわれる。

さらに、請求者が A 市の前後に居住した B 市の被保険者名簿によると、請求期間の保険料は納付済みとされ、備考欄には昭和 54 年 4 月から昭和 58 年 9 月までの期間について、付加保険料が納付された旨の記載が確認できるところ、各行政

機関が請求期間当時に作成した帳票の記載は一致しておらず、請求期間の年金記録については、行政機関における記録管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

加えて、請求者及びその夫は、婚姻直後の夫の実家の状況からすると、請求期間において、定額保険料に加えて付加保険料を納付することは困難ではなかった旨陳述している上、請求者がA市に居住していた期間の保険料については、請求期間を除き定額保険料及び付加保険料が全て納付済みとされていることを踏まえると、3か月と短期間である請求期間の定額保険料及び付加保険料を義母が納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100243号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100058号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年6月29日から平成31年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成30年6月から同年9月までは18万円から24万円、平成30年10月から平成31年1月までは18万円から30万円、平成31年2月及び同年3月は18万円から26万円とする。

平成30年6月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年6月29日から平成31年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成30年6月から同年9月までは24万円から32万円、平成30年10月から同年12月までは30万円から32万円、平成31年1月は30万円から44万円、平成31年2月及び同年3月は26万円から44万円とする。

平成30年6月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成31年4月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成31年4月から令和元年8月までの標準報酬月額については、18万円から44万円とする。

平成31年4月1日から令和元年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成30年6月29日から令和元年9月1日まで

私は、A社に勤務し、関連会社であるB社から給与の支払を受けていた。しかし、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、本件訂正請求日（令和3年5月31日）において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、平成30年6月29日から平成31年4月1日までの期間（以下「請求期間①」という。）については厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、平成31年4月1日から令和元年9月1日までの期間（以下「請求期間②」という。）については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

2 請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において確認できるところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与明細書、平成30年分の給与所得の源泉徴収票、金融機関から提出された一覧表並びに課税庁から提出された令和元年度及び令和2年度の市民税・県民税照会回答書（以下、併せて「給与明細書等」という。）によると、給与支払者は、B社であることが確認できる。

しかしながら、A社及びB社の商業登記簿謄本、オンライン記録並びに年金事務所が保管する滞納処分票によると、両社の事業主は、同一人物であることが確認でき、請求者、両社から委託を受けていた社会保険労務士事務所の担当者及びA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、A社の給与計算はB社で行っていた旨陳述している。

また、事業主は、A社及びB社の給与計算は自分がまとめて行っており、A社の従業員に対して、便宜上B社の給与明細書を使っていただけであると陳述している。

加えて、事業主は、A社が新規に厚生年金保険適用事業所となったのと同時に、請求者の厚生年金保険資格取得届を提出している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社の従業員として、A社の被保険者資格を有していたものと認められる。

3 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、給与明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成30年6月から同年12月までは32万円、平成31年1月から同年3月までは44万円）は、オンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額（平成30年6月から同年9月までは24万円、平成30年10月から平成31年1月までは30万円、平成31年2月及び同年3月は26万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成30年6月から同年9月までは24万円、平成30年10月から平成31年1月までは30万円、平成31年2月及び同年3月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の届出や保険料納付について不明と回答しているが、平成30年6月から平成31年3月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は上述の給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成30年6月から平成31年3月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間①の標準報酬月額について、上述の給与明細書等及び日本年金機構の回答により、請求者の資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成30年6月から同年12月までは32万円、平成31年1月から同年3月までは44万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成30年6月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額を32万円、平成31年1月から同年3月までは44万円とすることが必要である。

なお、平成30年6月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、18万円と記録されているところ、上述の給与明細書等により、請求者は、事業主から、標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（44万円）に相当する報酬月額の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100353号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100060号

第1 結論

請求者のA社における平成28年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年9月から平成29年8月までは14万2,000円から15万円、平成29年9月から平成30年8月までは12万6,000円から15万円とする。

平成28年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から平成30年9月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成28年9月から平成29年8月までは14万2,000円、平成29年9月から平成30年8月までは12万6,000円と記録されているところ、A社から提出された平成28年9月分から平成30年8月分までの期間に係る給料明細並びに請求者から提出された平成28年9月分から平成30年7月分までの期間に係る給料明細及び平成28年分から平成30年分までの期間に係る給与所得の源泉徴収票(以下、併せて「給料明細等」という。)により、請求者は、同社から15万円の標準報酬月額に相当する給与の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る請求者の標準報酬月額については、上述の給料明

細等から確認できる厚生年金保険料控除額から 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 9 月から平成 30 年 8 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100337 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2100063 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 4 月から平成 24 年 7 月までの標準報酬月額については、22 万円から 30 万円とする。

平成 23 年 4 月から平成 24 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 4 月から平成 24 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 19 年 9 月 21 日から平成 21 年 5 月 1 日までの期間及び平成 21 年 9 月 1 日から平成 24 年 9 月 21 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までは 30 万円から 38 万円、平成 20 年 9 月から平成 21 年 4 月までは 38 万円から 41 万円、平成 21 年 9 月から平成 24 年 7 月までは 30 万円から 32 万円、平成 24 年 8 月は 22 万円から 32 万円とする。

平成 19 年 9 月から平成 21 年 4 月まで及び平成 21 年 9 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 23 年 4 月から平成 24 年 7 月までの期間については、上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月 21 日から平成 24 年 9 月 21 日まで

請求期間について、A 社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間のうち、平成23年4月1日から平成24年8月1日までの期間について、請求者のA社における標準報酬月額が22万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票の写し（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、請求者は、32万円の標準報酬月額に相当する給与の支払を受け、30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成23年4月から平成24年7月までの標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成26年4月29日に適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主からは、平成23年4月から平成24年7月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、上述の給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成23年4月1日から平成24年8月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成19年9月21日から平成23年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成19年9月から平成20年8月までは30万円、平成20年9月から平成21年8月までは38万円、平成21年9月から平成23年3月までは30万円と記録されているところ、上述の給料支払明細書等によると、請求者が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成19年9月から平成21年1月までは24万円、平成21年2月から同年8月までは28万円、平成21年9月から平成23年1月までは26万円、平成23年2月及び同年3月は30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため訂正は認められない。

また、平成24年8月1日から同年9月21日までの期間については、請求者の標準報酬月額は22万円と記録されているところ、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料控除額について、事業主からは回答がなく、請求者は、給与明細書等の資料を保管していない旨陳述しており、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、平成24年8月1日から同年9月21日までの期間に係る請求者の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成24年8月1日から同年9月21日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間のうち、平成19年9月21日から平成21年5月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成24年9月21日までの期間について、上述の給料支払明細書等により確認できる資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上述の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、平成19年9月から平成21年4月までの期間及び平成21年9月から平成24年8月までの期間の標準報酬月額については、平成19年9月から平成20年8月までは38万円、平成20年9月から平成21年4月までは41万円、平成21年9月から平成24年8月までは32万円とすることが必要である。

なお、平成19年9月から平成21年4月までの期間及び平成21年9月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成23年4月から平成24年7月までについては、上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100254 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100016 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 37 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年*月から昭和 59 年 3 月まで

私の国民年金については、20 歳になる頃に、当時、同居していた母親から、国民年金の納付書が郵送されて来たので学生の間は保険料は代わりに払っておくと聞いた記憶がある。加入手続については、どのように行ったかは分からないが、私が大学を卒業するまで母親が A 市役所で納付してくれていたはずである。しかし、年金記録では、請求期間が納付した記録になっていないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 市の国民年金手帳交付簿及び資格異動一覧、並びにオンライン記録によると、請求者については、昭和 60 年 11 月頃に国民年金の加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号が払い出されている。この際、請求者が共済組合の組合員資格を喪失した昭和 60 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたため、年金記録において、請求期間は、国民年金の未加入期間とされている。

これに対して、請求者は、母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、訂正請求を行っているものの、請求者は請求期間の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続及び保険料納付の詳細について、はっきりとは覚えていない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付の詳細は不明である。

また、請求者は、請求期間当時は大学生であった旨陳述しているため、請求期間において国民年金の任意加入対象者に該当していたとみられるところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続時期（昭和 60 年 11 月頃）において、請求者が共済組合の組合員資格を喪失した昭和 60 年 4 月 1 日を国民年金の資格取得日とする事

務処理に不自然な点はない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、未加入である請求者に対して、納付書が発行されていたとは考え難く、母親が、請求期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

このほか、請求者が請求期間に居住していたA市は、請求者が請求期間において国民年金に加入していた記録はない旨回答している上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100255 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2100017 号

第 1 結論

昭和 57 年*月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 37 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年*月から昭和 59 年 3 月まで

私は、共済組合の資格を昭和 57 年 4 月 1 日に喪失した後、昭和 57 年 4 月から短大に入学した。母親から何回も加入手続を行うように促されていたが、請求期間当時は、学生であり年金について関心はなく、自身で加入手続を行うことはなかった。

時期はよく覚えていないが、見兼ねた母親は、私の加入手続を行ってくれ「年金記録は、途切れる事なく加入が必要なので代わりに手続に行ってくれ」と話していたことを覚えている。保険料についても、学校が忙しく、アルバイトもしていなかったため母親が納付してくれていたと思う。

既に母親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、大変、真面目で几帳面な母親の言葉に偽りはないと思うので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、母親が加入手続を行ってくれ、「年金記録は、途切れる事なく加入が必要なので代わりに手続に行ってくれ」と話していたことを覚えている旨陳述しているところ、保険料を納付したとする母親は、国民年金加入期間において保険料が全て納付され、厚生年金保険への切替手続も適切に行われていることから、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することができず、請求者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A市から提出された請求者に係る国民年金手帳記号番号設定簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月3日に同市で払い出されており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金加入手続が初めて行われたものとみられ、その際に、請求者が直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年4月1日を、国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたことが確認できる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親は、請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間は学生であったと陳述しているところ、学生は、制度上、平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者であったため、加入義務までではない上、A市は、請求期間に係る請求者の国民年金の被保険者記録はない旨回答しており、同市から提出された国民年金被保険者資格情報一覧表及び国民年金手帳記号番号設定簿からは、請求者が請求期間において国民年金に加入していたことは確認できない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の平成元年4月3日に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100332号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100059号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年4月11日から昭和60年4月1日まで
請求期間について、B出張所及びC出張所にて、D職として勤務したが、厚生年金保険の記録がないので、調査をして、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B出張所及びC出張所の社会保険の適用を管轄するA事業所から提出された請求者の給料決定書及び昭和59年人事記録、並びに請求者から提出された辞令書によると、請求期間のうち、昭和58年4月11日から昭和59年3月31日まではB出張所、昭和59年4月2日から昭和60年3月31日まではC出張所の臨時的採用のD職として勤務したことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条において、臨時に使用される者であって、二箇月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されており、請求者から提出された辞令書によると、請求期間のうち、昭和58年4月11日から同年5月21日までの期間については、雇用期間が2か月に満たないことから、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たさなかったと判断できる。

また、辞令書によると、請求期間のうち、昭和58年5月22日から昭和59年3月31日までの期間及び昭和59年4月2日から昭和60年3月31日までの期間については、辞令の雇用期間は2か月を超えていることから、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められるものの、A事業所は、臨時的に採用された者の社会保険手続は同事業所にて行っているが、請求期間当時の資料は保存期限の経過により残っていないため厚生年金保険の取扱いについては確認することができず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除に

については不明である旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、A事業所は、昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同事業所において、昭和56年4月から昭和63年3月までの期間に、厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは1名のみであるところ、昭和63年4月から同年12月までの期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのは85名であることが確認できる。この85名のうち複数の者は、昭和63年3月以前に臨時的職員として勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない旨の回答をしており、これらのことからA事業所では、請求期間当時、全ての臨時的職員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100251号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年11月1日から平成21年4月26日まで

A社における請求期間の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が9万8,000円となっている。しかし、実際に受け取っていた給与は25万円、26万円くらいであったので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者記録によると、標準報酬月額は9万8,000円となっているところ、請求者から提出された預金通帳によると、A社により当該標準報酬月額をおおむね上回る給与が振り込まれていることがうかがえる。

しかしながら、日本年金機構が保管する請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得届によると、報酬月額が9万8,000円で届出されていることが確認でき、当該報酬月額に相当する標準報酬月額9万8,000円は、請求者の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、A社は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

さらに、請求者は、給与明細書及び源泉徴収票等の資料を所持していない上、課税庁は、保存期限経過のため請求期間に係る課税資料を保存していない旨回答している。

加えて、A社の複数の同僚に照会したところ、回答のあった同僚が記憶している給与の総支給額は、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、給与明細書等を保管していないことから、保険料控除額について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100333号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年4月1日から昭和50年11月1日まで

中学校を卒業し、昭和49年4月1日に高校入学と同時にA事業所に入社した。昼は大工、夜は定時制高校に通いながら、高校を卒業するまで4年間働いた。

しかし、厚生年金保険の記録は昭和50年11月1日資格取得となっており、請求期間の記録がないので、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答及び雇用保険の記録により、請求者は、入社日は特定できないものの、請求期間当時、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、平成21年7月1日に適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は死亡している上、同事業所の事業を承継しているB社は、平成22年1月12日に清算終了しており、閉鎖当時の役員は、請求期間当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、資格取得年月日は昭和50年11月1日と記載されており、不自然な訂正等の形跡は見当たらず、オンライン記録の資格取得年月日と一致している。

さらに、A事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答及び陳述は得られず、請求者は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。